



小児かかりつけ制度

～小児かかりつけ診療料～

平成 25 年に身近に病気を相談できる『かかりつけ医』をもちましようという提言がされました。「小児かかりつけ医」とは、お子さまの病気の診療だけではなく、予防接種や健康診断、栄養・育児などに関する相談ができるかかりつけの診療機関のことをいいます。

通常診療・健診・予防接種など、6 歳未満で**受診 4 回目**以降のお子さまがご登録できます。

登録には「かかりつけ診療料」に関する同意書に署名が必要です。登録をご希望の方は、受付までお声がけください。

かかりつけ医では

- 急な病気・体調不良のとき、かかりつけ医として診療を行います。
- ぜんそく・アトピー性皮膚炎・花粉症など慢性疾患の診療・管理を行います。
- 発達段階に応じた助言や指導、健康相談・栄養相談をお受けします。
- 予防接種の接種歴、健診の受診歴を確認し接種のご案内・指導を行います。
- 必要に応じ、連携した専門の医療機関へご紹介をいたします。
- 診療時間内の電話によるお問い合わせに常時対応いたします。

なお、夜間・休日等、当院がやむを得ず対応できない場合などには、下記のことも医療電話相談や医療機関にご相談ください。

～連絡先～

- ①子ども医療電話相談 #8000、②熊本地域医療センター、③熊本赤十字病院

登録のデメリットはありますか？

- お子さまや親御さんのデメリットは特にありません。
- 診療報酬明細書の記載は変わりますが、窓口での追加でのお支払いは特にありません。
- 小児科かかりつけ診療料を登録できるのは、**ひとつの医療機関のみ**です。
- 当院で登録された方で、他院へ変更をご希望される方は受付までご連絡ください。
- 他院からの変更も可能です。その場合には登録されたクリニックで解除したい旨をご連絡ください。
- 登録したクリニック以外も受診できます。他院を受診された際には、病状把握のためお薬手帳の確認や病状をお聞かせいただきたいと思います。

《6 歳以上のお子さまにつきまして》

小児かかりつけ制度には登録できませんが、「かかりつけ医」として、診療、予防接種、育児に関するお悩みなど、今まで通りご相談をお受けしますので、ご遠慮無くご相談ください。

